

新たに「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を受けとられた方へ

□国民健康保険の資格取得日は、令和 年 月 日からとなります。
保険料に関しましては別紙にてご案内させていただいた通りとなります。

□国民健康保険料（以下「保険料」といいます）の算定方法

保険料は、基本料金である平等割・均等割保険料と前年の所得金額に応じた所得割保険料の合計額で算定しています。

□「保険料のための所得申告書」で所得金額等の申告をされた方

上記の申告書で所得金額等の申告をされた方のうち、後日、税務申告等をして、所得資料が判明した場合、又は前にお住まいであった市町村での所得と相違がある場合は、税務申告の内容に応じた保険料へと再計算を行います。

その結果、保険料に変更が生じた場合には、「保険料変更決定通知書」にてお知らせします。

保険料決定通知書は「転送不要の普通郵便」にて郵送しますので、郵便物の転送届にはご注意ください。

□「特定健康診査受診券（以下「受診券」といいます）」を郵送します

40歳以上の方には、加入から約2か月後に受診券を郵送します。年に1度無料で受診できますので、必ず受診しましょう。また、次年度以降の受診券は4月末頃、対象者あてに郵送します。

□勤務先の健康保険（以下「社会保険」といいます）に加入したとき

就職により、社会保険に加入した際や被扶養者の認定を受けるなど、社会保険の資格確認書又は資格情報のお知らせの交付を受けた時は、社会保険の資格確認書又は資格情報のお知らせと国保証又は資格確認書を用意のうえ（資格情報のお知らせは不要）、区役所担当課への届出が必要です。

□資格確認書又は資格情報のおしらせの誤った使用にはご注意ください！

社会保険に加入後、資格確認書等の交付が遅れているときや、大阪市外へ転居した後等に、大阪市の資格確認書又は資格情報のお知らせを提示して医療機関へ受診される方が多くおられます。

このような状況で資格確認書又は資格情報のお知らせを使用されますと、後日、自己負担（2～3割）を除く国民健康保険が負担した医療費（8～7割）を返還請求することとなりますので、資格確認書又は資格情報のお知らせは正しく使用してください。

□医療機関で発行された領収書は保管してください！

高額な医療費が発生した場合等の療養費請求は、医療機関で発行された領収書の提出がないと支給ができません。医療機関で発行された領収書は必ず保管してください。

□国民年金について

国民年金の切替え申請は（・申請済み・後日申請）となっています。

国民年金の免除申請については、

（前回受付済・本日受付済・後日申請案内済・検討中・対象外・不要・年金事務所案内済み）です。

審査に約3カ月を要し、その間にも納付書が届きますので、ご了承ください。

□資格確認書又は資格情報のお知らせの交付、給付（医療費や特定健診）に関するお問い合わせ先
東淀川区役所窓口サービス課（保険年金・保険）

場所：区役所 1階6番窓口 電話 06-4809-9956

ー 保険料の納付について ー

□保険料の納付は、口座振替でお願いします。

- ・振替日は毎月末日です。（４・５月は除く）
- ・末日が金融機関等の休業日の場合は、翌月第１営業日となります。１２月期分保険料については、翌年１月の第１営業日が振替日となります。
- ・残高不足などで振替できなかった場合は、滞納世帯扱いとなり、翌月中旬頃に督促状が送付されますので、ご注意ください。

□６５歳以上の方で一定の条件に該当している世帯は、年金からのお支払い（特別徴収）となる場合があります。

□納期限までに保険料の納付がないとき

納期限までに当月分保険料の全額を納めていただけなかったときは、督促状を送付するほかに、文書や電話により納付の催告を行います。滞納が続きますと、本来の保険料のほかに、延滞金もあわせて納めていただく場合があります。

□保険料の減免

退職や廃業、災害などにより、保険料を納めることが困難な事情があるときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは、区役所の担当へご相談ください。なお、減免の申請期限は納期限までとなっています。期限を過ぎた場合、遡っての減免適用はできませんので、ご了承ください。

□納付していただいた国民健康保険料は、所得申告の際、社会保険料控除の対象となります。

確定申告の際に、前年の１～１２月の間にお支払いいただいた国民健康保険料の額をお知りになりたい場合は、予めご登録いただきますと、「国民健康保険料納付済額のお知らせ」を２月上旬頃に発送することができます。年末調整などでそれ以外の時期に必要な場合は、申し出がありましたら即時発行させていただきます。なお、個人情報の厳正な取り扱いにより、お電話で納付済の保険料額をお伝えすることはできませんので、ご了承ください。

□国民健康保険料の納付・還付・減免に関するお問い合わせ先

東淀川区役所窓口サービス課（保険年金・管理）

場所：区役所１階７番窓口 電話：０６-４８０９-９９４６

平日の９：００～１７：３０ の他、毎週金曜日の １７：３０～１９：００ 及び
毎月第４日曜日の ９：００～１７：３０ にも開庁していますので、ご利用ください。